

あなた自身やあなたの家族に  
介護または支援が必要になったときは…

ご本人またはご家族が  
市町村の窓口に  
**「要介護(要支援)認定」の  
申請をしてください。**

- もしご本人やご家族が申請できない場合には、お近くの地域包括支援センターや一定の条件を満たした指定居宅介護支援事業者、介護保険施設(\*)などに代行してもらうこともできます。

- 介護または支援が必要な場合には、市町村の窓口に申請してください。なお、緊急時などは、申請前に介護サービスを利用することもできます。但し、費用はまず全額を自己負担し、認定後に市町村（保険者）から償還されることになります。

## まず 申請

窓口一覧は  
18ページに  
あります



## 調1 査

市町村職員や介護支援専門員(\*)が訪問して  
**ご本人の心身の状況をお聞きします。**

- 市町村は介護（支援）を必要とする人のかかりつけの医師に意見書をもとめます。

くわしくは  
5ページへ

かかりつけの医師により意見書が作成されます。

(\*)  
地域包括支援センター【くわしくは15ページへ】  
指定居宅介護支援事業者

各種のサービスを総合的かつ効率的に組み合わせ、具体的にどのようなサービスを受けるかを定めた介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行う事業者のことです。事業者の名簿は京都府のホームページやワムネットに掲載しています。

京都府ホームページアドレス <http://www.pref.kyoto.jp/korei/kaigo/>  
ワムネットアドレス <http://www.wam.go.jp/>

介護保険施設

介護保険制度の施設サービスを提供する施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）

介護支援専門員（ケアマネジャー）

ケアプランを作成し、関連のサービス提供事業者との調整役を務めるとともに、サービスが適切に継続・確保されているかどうかを管理していく専門家。

（参考）

## 審2 査



申請から原則30日以内に、  
介護認定審査会で

**介護や支援が必要かどうかを判定し、  
市町村が認定します。**

- 審査は、認定調査の結果をコンピュータに入力して得られた判定とかかりつけの医師の意見書、認定調査における記述式の特記事項をもとに行われます。



## 計3 回

**ご本人の希望を尊重します。**

認定後、ご本人の依頼によりケアプランを作成。

- 要支援（要支援1・2）と認定を受けた方には、地域包括支援センターの保健師等が介護予防ケアプランを作成。
- 要介護（要介護1～5）と認定を受けた方には、介護支援専門員がケアプランを作成。



くわしくは  
9ページへ

## 実4 施

ケアプランにもとづいて、サービス事業者から  
**必要なサービスが受けられます。**

- 要支援（要支援1・2）と認定を受けた方は、介護予防サービス（新予防給付）を利用します。
- 要介護（要介護1～5）と認定を受けた方は、介護サービス（在宅サービス）か施設サービスのどちらかを利用します。
- サービスを利用する場合、原則としてかかった費用の1割を自己負担します。  
施設入所等の場合、居住費・食費等の負担が別に必要です。



**介護予防サービス（新予防給付）の利用にあたって…**

- 要支援1・2と認定を受けた方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方です。
- これらの方は、生活機能の維持・向上を図り、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から創設された介護予防サービス（新予防給付）を利用します。
- ケアプランでは、心身の状態の改善目標を設定し、目標達成に向けどのようなサービスが必要か検討が行われます。また、サービスを利用してから一定期間後に目標の達成状況を評価し、必要に応じてケアプランを見直します。